

平成 20 年 6 月 2 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司
(コード番号: 3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役財務部長 小高 奈皇光
TEL 03-5464-0376 (直通)

子会社における訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社国際コミュニケーションサービス (以下「原告」) が、平成 18 年 10 月 18 日付で当社子会社であるトゥギャザー株式会社 (以下「トゥギャザー」) に対して起こした訴訟 (以下「本訴」) について、平成 20 年 5 月 30 日に東京地方裁判所において勝訴判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。詳細については、下記のとおりです。

記

1. 本訴の提起および判決のなされた裁判所および年月日

- (1) 東京地方裁判所 平成 18 年 (ワ) 第 23225 号及び平成 19 年 (ワ) 第 2349 号
- (2) 訴えの提起 平成 18 年 10 月 18 日 (平成 18 年 (ワ) 第 23225 号) 及び
平成 19 年 2 月 5 日 (平成 19 年 (ワ) 第 2349 号)
- (3) 判決言い渡し 平成 20 年 5 月 30 日

2. 本訴の原告

- (1) 名称 株式会社国際コミュニケーションサービス
- (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目 13 番 5 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 小屋 計成

3. 本訴の内容

- (1) 判決の内容 原告の本訴請求を棄却すること
原告はトゥギャザーに対し、反訴請求に関する金員を支払うこと
訴訟費用は、本訴反訴を通じ、原告の負担とすること
- (2) 本訴の請求内容 原告が、トゥギャザーに対して貸し付けた金員の一部について、
原告とトゥギャザーとの間で債務弁済の合意をしたにもかかわらず

らずトゥギャザーがこれを履行しないと主張して、債務不履行に基づく損害賠償請求の支払を求める。

(3) 反訴の請求内容

トゥギャザーは反訴として、原告とトゥギャザーとの営業譲渡契約において、トゥギャザーが取得することとなった会費を原告が取得していることが法律上の原因ない利得に当たるとして、トゥギャザーが原告に対し不当利益の返還を求める。

4. 今後の見通し等

本判決はトゥギャザーの主張の正当性が認められたものであり、妥当な判断の結果であると認識しております。なお、本判決により最大 22 百万円の特別利益が発生する可能性があります。今後原告より控訴がなされた場合、その後の動向如何によっては特別利益の発生に至らない可能性があります。

以上